

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	津島市立看護専門学校
設置者名	愛知県津島市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科	夜・通信	3,001時間	3,001時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生への教育計画の配布による周知
------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	津島市立看護専門学校
設置者名	愛知県津島市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	津島市立看護専門学校自己評価委員会
役割	学校の将来構想や組織体制、財政並びに施設、設備及び教材、広報活動、教育活動に関することのほか、学生の就業及び進学支援に関すること、地域社会や諸外国との交流に関すること、教員の資質向上及び研究支援に関することを審議し、改善の方向を見出す。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
元愛知教育大学教授	1年間	教育有識者
津島市民病院看護局長	1年間	実習病院代表
心・漢方くすのき医院看護師 元北津島病院副看護部長	1年間	非常勤講師代表

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	津島市立看護専門学校
設置者名	愛知県津島市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)                  教育計画については、教育計画の立案・実施・評価に関することや専門領域ごとの教育計画及びその実施に関する連絡調整等を教員会議で協議して作成・提示している。                  教育計画には、教育理念(看護学教育に関する基本的な考え方、教育目標・目的)、教育課程(構造図、教育予定時間、授業時間配分予定表、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ)、各分野別学習内容、講義・授業内容の概略(科目名、担当講師、学習目標、テキスト、授業内容、評価計画)等を掲載しており、入学オリエンテーションで配布している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>事務局窓口にて閲覧でき、一部教育の構造や科目名・単位数、各分野の概略についてはホームページに掲載している。  <a href="https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/karikyuramu/index.html">https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/karikyuramu/index.html</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)                  試験及び単位の認定については、本校学則第20条から24条まで、本校学則施行細則第17条から第27条までの規定により、各授業科目で実施する認定試験(教育計画で各科目の評価計画において、筆記試験若しくはレポート、口述試験又は実技試験等を提示。)の成績及び学習の状況の評価により、教務委員会の審議を経て校長が決定する。                  学則及び学則施行細則等の各種規定は、学生便覧に掲載しており、また、試験要項を提示した冊子(学生生活の友)を入学オリエンテーションで配布している。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)                  成績評価については、本校学則第22条第3項及び学則施行細則第25条の規定により、その授業科目について実施する試験による成績及び学習の状況の評価(教育計画で各科目の評価計画の内容により提示)により行い、S、A、B、C、Dの5段階に分けられ、100点満点の90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。</p> <p>成績評価の分布【GPA:(S×4+A×3+B×2+C+既修得単位認定×2.5)/取得単位数】は以下のとおり。</p>	

令和7年度（休学者等、成績の評価がされなかった者は除く）

学年	3	学生数	27			
成績の分布						
指標の数値	1.00～ 1.50	1.51～ 2.00	2.01～ 2.50	2.51～ 3.00	3.01～ 3.50	3.51～ 4.00
人数	0	0	0	7	12	8
下位 1/4 に該当する人数 7 人						
下位 1/4 に該当する指標値 2.96 以下						

学年	2	学生数	28			
成績の分布						
指標の数値	1.00～ 1.50	1.51～ 2.00	2.01～ 2.50	2.51～ 3.00	3.01～ 3.50	3.51～ 4.00
人数	1	0	3	9	11	4
下位 1/4 に該当する人数 7 人						
下位 1/4 に該当する指標値 2.76 以下						

学年	1	学生数	29			
成績の分布						
指標の数値	1.00～ 1.50	1.51～ 2.00	2.01～ 2.50	2.51～ 3.00	3.01～ 3.50	3.51～ 4.00
人数	0	0	1	8	5	15
下位 1/4 に該当する人数 8 人						
下位 1/4 に該当する指標値 2.88 以下						

客観的な指標の算出方法の公表方法	学則及び学則施行細則等の各種規定は、学生便覧に掲載しており、入学オリエンテーションで配布している。
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）  
卒業の認定については、本校学則第 24 条及び学則施行細則第 26 条の規定により、授業科目の単位の取得と出席日数を勘案し、教務委員会（卒業認定委員会）の審議を経て校長が決定する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	学則及び学則施行細則等の各種規定は、学生便覧に掲載しており、入学オリエンテーションで配布している。
------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	自治体立のため省略
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	3,001時間/103単位	1,856h 76単位	110h 4単位	1,035h 23単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,001時間/103単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90人		84人	0人	11人	100人	111人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教育課程については、本校学則第20条から第23条に規定されるほか、教育計画において構造図や教育予定時間、授業時間配分予定表、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ、各分野別学習内容、講義・授業内容の概略（科目名、担当講師、学習目標、テキスト、授業内容、評価計画）等を掲載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価については、本校学則第22条第3項及び学則施行細則第25条の規定により、その授業科目について実施する試験による成績及び学習の状況の評価（教育計画で各科目の評価計画の内容により提示）により行い、S、A、B、C、Dの5段階に分けられ、100点満点の90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要） 進級及び卒業の認定については、本校学則第20条から24条まで、本校学則施行細則第17条から第27条までの規定により、授業科目の単位の取得と出席日数を勘案し、教務委員会の審議を経て校長が決定する。

学修支援等
(概要) 学習面では、個別に教員が相談に応じながらサポートしている。また、専門のカウンセラーによる学生相談室を月に1~2回実施し、学習に集中できるよう支援している。経済面では、奨学金(日本学生支援機構)、高等教育修学支援新制度(文科省)、修学資金(津島市民病院)、専門実践教育訓練給付金等の情報提供及び手続き支援を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27人 (100%)	人 (%)	26人 (96.3%)	1人 (3.7%)
(主な就職、業界等) 病院等医療機関(看護師)			
(就職指導内容) 実習先病院等合同就職説明会の実施			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、専門士称号、保健師・助産師学校受験資格、大学編入受験資格			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90人	4人	4.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更、健康上の理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別に相談に応じながら必要なサポート・情報提供を行うほか、支援者とも面談しながら学生自身が進路を決定できるよう支援している。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	150,000 円	180,000 円	300,000 円	「その他」の金額は初年度
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangogakkouannai/gakkouhyouka.html">https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangogakkouannai/gakkouhyouka.html</a>		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 本校学則第3条の規定により、学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うために自己評価委員会を置き、学校の将来構想や組織体制、財政並びに施設、設備及び教材、広報活動、教育活動に関するもののほか、学生の就業及び進学支援に関する事、地域社会や諸外国との交流に関する事、教員の資質向上及び研究支援に関する事を審議し、改善の方向を見出す。 学校設置者(市長)、校長、教務課長、事務局長、教育に関する有識者、実習施設代表者、非常勤講師代表者が委員となる。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
元愛知教育大学教授	1年間	教育有識者
津島市民病院看護局長	1年間	実習病院代表
心・漢方くすのき医院看護師 元北津島病院副看護部長	1年間	非常勤講師代表
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/index.html">https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/index.html</a>		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/index.html">https://www.city.tsushima.lg.jp/smph/shisetsu/kangosenmon/index.html</a>
--